

日本共産党徳島市議



## へいもと信之議会報告

地域版 2009年11月28日号 徳島市弓町3-6-1 TEL 090-3786-5162 Fax654-7289

# 許せない！

## 水道料金値上

徳島市議会の12月議会が11月30日から開かれます。

この議会には、水道料金の19.61%もの値上げ案が出されます。日本共産党徳島市議団はこれに強く反対する討論を行います。

値上げ案は、基本料金を514.5円から620円に引き上げ、重量料金を平均利用者21立方メートル区分では1立方メートルあたり141.75円を171円に引き上げます。この結果21立方メートル使う平均家庭で現行月額2,042円が2,447円に405円上がることとなります。引き上げ額は年間では4,860円です。

これは第4期拡張事業で周辺部まで本管を設置したことと、既設管を耐震管に設置替えしたことによる費用の増大によるものです。

拡張事業はどこに住んでいようが市民は公平に水道が利用できるようにすることで当然だと思います。問題はその負担を全ての需用者に負担させて良いのかという問題です。私たちは、この負担分を需用者に押しつけるのではなく、企業努力で負担し、それでも尚負担しきれない場合は一般会計で負担すべきだと考えています。

耐震管への設置替えは当然一般会計が負担すべきです。

## 12月議会本会議質問3日予定

私は、12月3日(木)午後から代表質問に立ち、このことをただします。他には鉄道高架事業についても質問する予定です。

傍聴はどなたでも出来ます。時間は今は不定です。1日に決まりますのでお電話ください。090-3786-5162です。

# 生活相談奮戦記⑧

日本共産党八万支部発行の日曜版読者ニュース  
「かわせみ」に掲載しているものを転載します。

私は議員になる前、17年間法律事務所で働いていました。

その縁もあって、法律事務所との連携で相談活動にあたることも結構あります。

生活保護の受給の相談者が、まじめな借金をしていた場合、そのままでは保護を受けられませんので、自己破産の申し立てをします。弁護士会では生活困窮者に訴訟費用を立て替える法律扶助をしています。いわゆる「法テラス」です。

ここの登録弁護士に私から電話をし、相談者と共に面談します。OKになれば、自己破産の費用を立て替えてくれ、生活保護も受付が完了するわけです。

ある時は離婚の調停中の弁護士から、母子扶養手当を申請したいので手伝ってくださいとの依頼もありました。

この手当。いろんな要件があってなかなか受給までに面倒な手続きがいるのですが、そこは弁護士先生の依頼でもあり、手際よく対応し、無事受け付けていただけました。

また、相続の相談で、親子の意見が分かれた時なども、法律事務所に駆け込みます。やはり幾多の事件を手がけている弁護士はさすがです。実に的確なアドバイスをしてくれます。そのアドバイスで、相談者も納得して、面倒な相続争いも、円満解決に向かっています。

でも、私のところに相談に来て、あとの祭りと言いますか、問題がこじれて解決に手間取ることも結構多いのです。どんなことでも、まずはご相談を！090-3786-5162にお電話ください。

定時定点の相談も今年から始めています。

水曜日の午後は八万の古田事務所、

木曜日の午前は議会の控室、

金曜日の午前は健生病院横の

渭北事務所です。

